

政令第三百八号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成一七年四月一日から同年九月三 日まで」を「平成一七年一 月一日から平成一八年三月三一日まで」に改め、同表数量の欄中「二八、一 トン」を「九一、九 トン」に、「二、二四
一、一 トン」を「二、一八、七 トン」に、「一四五、八 トン」を「一四八、二 トン」に
、「二四、六 トン」を「二五、六 トン」に、「九七、七 トン」を「八二、三 トン」に、「
三二、三 トン」を「二二八、四 トン」に改める。

附 則

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。